

第4章 生きる支援関連施策

生きる支援関連施策は、「庁内※の事業」と「地域の事業」からなります。

「庁内の事業」は、本市が行っている事業の中から、自殺対策の視点で「生きることの包括的な支援」に資する取り組みを抽出したものです。※庁内とは市内部の行政組織のこと

「地域の事業」は、自殺対策連絡会を構成している関係機関で行っている事業を、自殺総合対策大綱に準じて分類したものです。

1 庁内の事業

(1) 庁内における生きる支援関連施策一覧

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
市長室	人権・ダイバーシティ推進課	1	基本	人権施策推進会議	人権に関する市の取り組みを外部委員に評価してもらい、市政に反映させる。							○
		2	基本	人権擁護事業(人権研修)	人権に関する講演会を開催し、人権意識を高める啓発を行う。				○			
		3		人権擁護事業(街頭啓発)	人権啓発活動や人権擁護委員の周知等のためグッズなどを配布する街頭啓発を実施する。				○			
		4		人権擁護事業(人権相談)	人権擁護委員が市民相談室のほか市内各所へ出向いて出張相談を開催する。	○						
		5		人権擁護事業(生活支援事業)	団体関係者への生活相談支援事業を行う。	○						
		6		人権擁護事業(地域改善対策事業貸付金相談)	職員が貸付金の滞納相談を受けた際に、相談内容によっては民生局健康部や民生局福祉こども部を案内する。	○						
		7	基本	人権擁護事業(性的マイノリティ相談事業)	自分の性に違和感のある人等を対象とした相談を受ける。	○						
		8	基本	人権擁護事業(性的マイノリティ啓発リーフレットの作成配布)	性的マイノリティとされる方々への、差別や偏見をなくす取り組みを進めるため、基礎知識や相談窓口等を紹介した啓発リーフレットを作成し配布する。				○			
		9	基本	人権擁護事業(性的マイノリティ研修)	性的マイノリティとされる方々の人権への理解を深めるため、基礎知識や、学校現場等での対応についての研修会を学校や医療機関などで開催する。				○	○		
		10	基本	人権擁護事業(性的マイノリティパネル展示)	性的マイノリティについての正しい知識と情報の普及や理解促進のため、性的マイノリティについて紹介するパネルを展示する。				○			

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
市長室	人権・ダイバーシティ推進課	11	基本	人権擁護事業(性的マイノリティ意見交換会)	性的マイノリティ当事者と市職員による意見交換会を開催し、日ごろ感じていることや、市の取り組みへの要望などについて意見交換をする。							○	
		12	基本	人権擁護事業(パートナーシップ宣誓証明制度)	性的マイノリティや事実婚の人を対象に、パートナーシップ宣誓証明制度を実施する。また、制度の拡充により、宣誓者の子どもや親などとの家族関係を証明する「ファミリーシップ制度」を実施する。							○	
		13		ジェンダー平等推進事業(「女性のための相談室」の運営)	人間関係や生活上の悩みなど女性が日頃から抱える諸問題に対し、女性が自ら悩みを解決し、主体的な生き方ができるよう、デュオよこすか「女性のための相談室」にて相談を行う。	○							
		14		ジェンダー平等推進事業(講座等の開催)	多様な性や女性の活躍推進、男性の男女共同参画などをテーマとした講座等を開催し、より多くの方々を対象に男女共同参画についての理解を深めるための意識啓発や情報提供を行う。				○				
		15		ジェンダー平等推進事業(ジェンダー平等と多様な性に関する広報紙(NEW WAVE)の発行)	ジェンダー平等と多様な性に関する広報紙(NEW WAVE)を発行し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍への市の取り組みなどについて、広く市民、事業者等に情報提供・意識啓発を行う。				○				
		16		ジェンダー平等推進事業(デュオよこすかの運営)	男女共同参画と多様な性を尊重する社会推進のための拠点施設として、男女共同参画に関する図書や資料の収集・配布、ミーティングルーム利用、登録団体に対するロッカー貸し出しなどを業務とし、デュオよこすかの運営を行う。								○
	国際交流・基地政策課	17		外国人生活支援事業	外国人を対象に、8言語で日常生活についての相談を行う生活相談、日常生活に必要な基礎的な日本語を教授する日本語会話サロン、防災意識の啓発を行う。	○		○	○				○
		18		国際ユースフォーラム	姉妹都市の高校生と市内高校生が交流する国際ユースフォーラムを開催する。								○
		19		外国語情報発信事業	外国人を対象に、日英併記のホームページ、やさしい日本語と英語のLINE、日英併記の生活ガイドブック、ホームページ自動翻訳サービスなど、多言語による情報提供を行う。				○				○
経営企画部	都市戦略課	20		総合計画評価事業	横須賀再興プラン(実施計画)において最重点施策の一つに掲げた「日常生活や将来に不安を抱える方々への支援」の充実に向けて、計画の進行管理を行う。							○	
		21		各種統計調査	各種統計調査を実施し、その結果を公表する。							○	
	広報課	22	基本	広報よこすかの発行	行政に関する情報・生活情報を市民に周知するため広報紙を編集・発行する。				○			○	
		23	基本	横須賀市民便利帳の発行	行政のしくみや役所における各種手続き方法、助成制度などの情報の他、暮らしに役立つ生活情報等を掲載した住民ガイドブックを発行する。				○			○	

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービ ス	④啓 発	⑤人 材育 成	⑥ネ ット ワー ク	⑦住 みや すい 街づ くり	
経営企画部	広報課	24		市長定例記者会見	市長が、直接、報道機関に市の取り組みや事業を発表し、各メディアで報道されることで、より広い層、より多くの人に情報を届ける。				○				○
		25	基本	市ホームページへの情報掲載	市ホームページへ対策事業を掲載することで、情報が市民の目に触れる機会を増やす。				○				○
		26	基本	YouTube、X(旧Twitter)やLINE等による情報発信	YouTube、X(旧Twitter)やLINE等を活用し、自殺予防の理解促進のための啓発や情報発信に努める。				○				
総務部	人事課	27		職員の健康管理	職員の定期健康診断、ストレスチェック等を実施することにより、職員の健康管理を行う。医師、産業カウンセラー、臨床心理士、栄養士、保健師による健康相談・指導を実施する。							○	
		28		職員研修(職員向け)	産業カウンセラー、保健師を講師とするメンタルヘルスに関する研修を実施する。(新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修)							○	
		29		職員研修(同和・人権等)	同和・人権等 職員の知識・資質向上研修を実施する。メンタルヘルスに関する研修への派遣を行う。							○	
財務部	契約課	30		契約事務	市内業者を優先とした入札制度の運用を行う。								○
文化スポーツ観光部	文化振興課	31		市民文化活動推進事業	市民文化祭の開催、組曲「横須賀」演奏会の開催、市民音楽のつどいの開催、市民合唱のつどいの開催、カジュアルコンサート、ファミリーコンサートの開催を行う。								○
	商業振興課	32		商業振興対策事業	市民生活の利便性の向上、地域経済の活性化および地域コミュニティの核となる商店街の組織力の強化や振興を図るため、商店街団体を対象にした諸施策を行う。								○
税務部	納税課	33	重点	納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	○							
民生局福祉こども部	福祉総務課	34		ごみ屋敷対策事業	いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向けた調査、居住者に対する福祉的支援、ごみ屋敷解消のための措置を行う。	○		○					○
		35		老人クラブ対策事業	単位老人クラブおよび横須賀市老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、その活動をサポートすることで、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにする。		○		○		○	○	
		36		生きがい対策事業(高齢者生きがいの家運営補助業務)	高齢者生きがいの家に対する運営補助金を支出し、高齢者の自主的な活動を支援し、生きがいと社会参加の促進を図る。	○					○	○	
		37		認知症サポーター養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。					○	○		○

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
民生局福祉こども部	福祉総務課	38	重点	生活支援体制整備事業	おおむね行政センター区域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域にある取り組みや人々の思いを発見し、好事例を共有しながら支え合いの地域づくりを市全域で展開する。	○				○	○	○
	地域福祉課	39		福祉の総合相談事業	子育てや介護、障害、生活の苦しさ、ひきこもりなど、さまざまな福祉の困りごとについて電話、窓口、LINEにて相談を受付けている。	○					○	
		40		障害者相談サポートセンター事業	障害者の社会復帰、自立、社会参加等の促進を図り、日常生活の支援、相談対応、地域交流活動等のサービスを提供する。また、障害者等の身近な地域における相談支援の充実を図る。	○		○				
		41		基幹相談支援センター等機能強化事業	支援者支援を目的に、主任相談支援専門員や専門職等による指導・助言の機会を提供する。	○		○				
		42		地域包括支援センター運営事業	要支援者等に対するケアマネジメントと地域で暮らす高齢者や家族に対する総合的支援を行う地域包括支援センターを運営する。	○		○				
		43	重点	高齢者虐待防止事業	高齢者への虐待を防止するため、虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら虐待を早期に発見し、高齢者および養護者への支援を行う。	○			○	○	○	○
		44	重点	認知症高齢者相談事業	認知症高齢者および若年性認知症の人の増加に伴い、早期相談と対応により、本人および家族へ有効なサービスの提供を行う。また、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域における支援体制の構築を図る。	○			○	○	○	○
		45		よこすか市民後見人等運営事業	成年後見制度の利用促進を図るとともに、成年後見制度の社会的需要に対応し、よこすか市民後見人の養成および活用を行い、かつ市民後見人が安全、適切に活動できるよう管理、支援をする。制度に関する十分な知識を有する専任職員を配置し、養成した市民後見人を活用する。	○			○	○		○
		46		養護老人ホーム短期宿泊事業	養護老人ホームでの短期間の宿泊による日常生活上の指導、支援を行うことで、要介護状態の進行を予防する。	○		○				
	47		成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者等の相談を受け、身寄りがないなど親族や当事者による申立てが期待できない場合、市長による家庭裁判所への後見等開始の申立てを行う。また、被後見人等の資力がなく、後見人等の報酬を負担することができない者に対して、その報酬等の全部または一部を助成する。	○	○						
48	重点	在宅医療・介護連携推進事業（医療関係者と福祉関係者の連携強化や在宅療養の市民周知）	在宅での療養を望む市民やその家族が安心して生活を送ることができるよう、医療関係者と福祉関係者の連携強化や在宅療養についての市民啓発等を行う。				○	○	○			

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービ ス	④啓 発	⑤人 材育 成	⑥ネ ット ワー ク	⑦住 みや すい 街づ くり	
民生局福祉こども部	指導監査課	49		社会的養護関係施設等への指導監督	社会的養護関係施設、保育所、障害児施設等に対して、運営規程内に虐待防止、評価(第三者評価)、苦情処理等の規定を義務付けている。また、実地指導等を通じて、規定に基づく取り組み状況を確認し、利用者が安心して利用できる環境づくりを進める。								○
	福祉施設課	50		老人福祉センター・憩いの家運営事業	60歳以上の高齢者が健康で明るい生活を過ごすために、老人福祉センター、憩いの家を管理・運営し、各種レクリエーションの場の提供や、教養の向上を目的とした生きがい講座の開催等を行う。	○		○	○		○		
		51	重点	療育相談センター事業	発達の遅れや障害のあるおおむね18歳までのお子さんを対象に、相談・診療・各種教室の実施・通園支援を行う。	○		○	○				
		52		福祉援護センター運営事業	知的障害者の自立および積極的な社会参加を効果的に促進するため福祉援護センターを運営し、知的障害者の福祉の増進を図る。	○		○	○				
		53		障害者地域作業所助成事業	主に一般就労が困難な障害者を対象として作業訓練を行う地域活動支援センター・障害者地域作業所に補助金を交付することにより、安定した経営基盤に基づく障害者の日中活動の場を継続的に確保する。	○		○					
	障害福祉課	54		相談支援事業(成年後見人等の市長申立て)	成年後見人等が障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。	○	○						
		55		障害福祉相談員設置事業	身体・知的に障害のある者の更生援護に関し、本人、またはその保護者等からの相談に応じ、必要な援助・助言を行う。	○							
		56		障害者生きがい事業(障害児者健康づくり事業)	社会参加の機会が得がたい重度障害児者がスポーツやレクリエーション等の活動を通じ、集団能力の開発と健康維持・増進を図る。			○					
		57		障害者生きがい事業(在宅障害者生きがい対策事業)	就労が困難な在宅障害者が通所して創作的活動を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高める。			○					
		58		更生医療扶助	更生医療に対する健康保険などによる本人負担分を給付する。	○	○						
59			日常生活用具給付等事業	障害者、障害児に対し、日常生活用具を給付する。	○	○							
60			福祉手当等給付事業	重度障害者等福祉手当の支給により、障害者の福祉増進を図る。	○	○							
61			障害者等社会参加支援事業	タクシー料金およびガソリン給油費を助成し、重度障害者等の自立と社会参加の促進を図る。	○	○							
62			障害者雇用促進事業	在宅の知的・精神障害者の雇用の促進と職業定着を図る。								○	
63		障害者就労支援事業	一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、その職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行う。	○		○					○		

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
民生局福祉部	障害福祉課	64		交通費扶助事業	障害者施設等への交通費を助成することにより、障害者の通所を促進する。		○						
		65		福祉手当等給付事業・事務費	手当等の支給により、障害者福祉増進を図るために必要な事務経費を障害者福祉増進に役立てる。	○	○						
		66		補装具給付扶助・費用助成事業	身体障害者の身体の欠損や機能の損傷を補い、日常生活や職業活動を容易にするために、補装具の購入や修理に要する費用を支給する。	○	○						
		67		補装具給付扶助・補助対象事業	身体障害者の身体欠損や機能の損傷を補い、日常生活や就業活動を容易にするため、補装具の購入や修理に要する費用を支給する。	○	○						
		68		福祉手当等給付事業・国	福祉手当の支給により、障害者福祉増進を図る。	○	○						
		69		障害福祉サービス	障害の有無に関わらず安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、障害者の有する能力・適応に応じ自立した日常生活や社会生活ができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い障害者の福祉増進を図る。			○					○
		70		療養介護医療扶助	筋ジストロフィー等患者、18歳以上の重症心身障害者および肢体不自由児通園施設の通園者に対して、病院等への長期の入院による療養と必要な訓練等を行い福祉の増進を図る。医療費部分のサービスについて、その費用を給付する。	○	○						
		71		在宅障害者衛生援護事業(紙おむつ支給扶助)	重度障害者へ紙おむつを支給することにより、障害者の保健衛生の向上を図る。	○	○						
		72		在宅障害者衛生援護事業(出張理容等扶助)	重度身体障害者の自宅へ、近所の理容師又は美容師が出張して理容・美容サービスを提供することにより、障害者の保健衛生の向上を図る。	○		○					
		73		在宅障害者衛生援護事業(寝具衛生扶助)	重度身体障害者の日常使用している寝具の丸洗いを指定業者に委託し、寝具の丸洗い費用を助成することにより、障害者の保健衛生の向上を図る。	○	○						
		74		更生訓練扶助	就労移行支援事業等利用者に対して、その施設の訓練を効果的に受けられるようにし、また訓練を終了し、就職などにより自立することを促進する。		○						
		75		コミュニケーション支援事業(窓口、ファックス、メール)	各種の援護事業を行うことにより、聴覚障害者の生活の向上や社会参加の促進をする。	○		○	○				○
		76		自動車改造等支援事業	障害者が自動車運転免許取得や自動車改造により、移動手段を確保し、自立と社会参加を促進するための費用に対し、費用の一部を助成する。	○	○						
		77		外国籍市民等福祉給付金支給助成事業	昭和61年3月31日以前に日本に居住し、福祉給付金の申請時点で本市に1年以上外国人登録か住民登録している者で、国籍要件で国民年金に加入できなかったために、国民年金などの公的年金を受給していない心身障害者に手当を助成する。	○	○						

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別								
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり		
民生局福祉こども部	障害福祉課	78		重度障害者医療扶助事業	心身障害者の身体能力を向上させ、日常生活をより容易にするための医療費を助成する。	○	○							
		79		重症心身障害児童短期入所事業空床補助ほか	介護者の急病等の緊急時に、知的障害者に確実に短期入所サービスを提供できる体制整備をする。また、在宅の重症心身障害者が短期入所を利用できる体制を整備し、障害者に対する福祉の増進を図る。	○		○					○	
		80		住宅設備改良扶助	住宅設備の改良し、在宅重度障害者が日常生活を送るうえで、安全で快適な生活を送れるようにするための福祉の向上を図る。	○	○							
		81		身体障害者手帳交付事業	身体障害者手帳申請書の受理、診断書の審査部会への諮問、等級の認定および手帳の交付をする。	○		○						
		82		視覚障害者情報提供事業	視覚障害者に対する情報提供施設として、ボランティアにより、点字および録音図書を作成し、閲覧又は貸出をして視覚障害者の文化・教養の向上と福祉の増進を図る。				○				○	
		83		移動等日中支援事業（日中一時支援）	障害児者の日中活動の場を確保し、障害児者を一時的に見守る等の支援を行い、就労支援および介助者の一時的な休息を図る。	○		○						
		84		コミュニケーション支援事業	聴覚等の障害のため意思疎通に支障がある障害者に、手話通訳等（障害福祉課への手話通訳者の設置、派遣および養成講習会）により意思疎通の円滑化を図る。	○		○						
		85		障害者情報バリアフリー事業（点字版広報紙等発行事業）	障害者に対する情報バリアフリー化等に関する各種事業を実施し、障害者のコミュニケーションの円滑化や社会参加の促進を図る。				○				○	
		86		移動等日中支援事業（移動支援）	障害児者に対する余暇外出、通学、通所、団体行事への参加等の付き添いを行う。	○		○						
		87		障害者虐待防止事業	障害者が地域で安心して生活が送れるよう、障害者の権利擁護の観点から地域、関係機関との支援体制を構築し、養護者、障害者福祉施設および使用者による障害者虐待の防止、早期発見、早期対応を図る。	○			○			○	○	
		88		施設等機能訓練等訪問相談	地域の在宅障害者に対して機能訓練を実施することにより、その自立と社会参加の促進を図る。	○		○						
		89		巡回入浴サービス事業	家庭に移動入浴車を派遣し、入浴困難な障害者が入浴できるよう、入浴の機会を提供し、障害者の衛生的・健康的生活を維持することに努める。	○		○						
		90	重点		発達・障害相談事業	発達の遅れの心配や障害のあるお子さんの子育て相談を受け、内容や状況に応じた適切な関係機関の案内や、保護者が本市の支援について調べる時の参考となるよう、療育すこやかガイドブックの作成を行う。また、当事者家族の理解を深め、地域支援力を高めるため地域啓発講演会を実施する。	○			○				○
		91			精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳に係る相談や申請等の受付を行う。	○		○					

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別												
						①相談	②給付等	③サービ ス	④啓 発	⑤人 材育 成	⑥ネ ット ワー ク	⑦住 みや すい 街つ くり						
民生局福祉こども部	障害福祉課	92		自立支援医療(精神通院)	自立支援医療(精神通院)に係る相談や申請等の受付を行う。	○	○											
		93		療育手帳	療育手帳に係る相談や申請等の受付を行う。	○		○										
	生活支援課	94	重点	中国残留邦人等生活支援事業	中国残留邦人等の人で、世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、生活支援等を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	○	○	○										
		95	重点	行旅病人等医療援護事業(自立支援)	ホームレスの健康面、衛生面、就労等の相談を受け、食糧の提供や居場所と食の支援を行い、自立助長を促す。	○	○											
		96		行旅病人等医療援護事業(医療援護)	緊急に医療を要する行旅病人に対して、医療援護を行い救護する。また、死亡人の取扱いを行う。	○	○											
		97	基本	生活困窮者自立支援相談事業	経済的な問題での生活の困り事について相談を受け付け、解決に向けた助言等を行い、社会的なセーフティネットとしての役割を果たす。	○												
		98	重点	生活困窮世帯学習支援事業	生活困窮世帯の児童生徒に対して学習支援を行い、高校進学等に向けた援助を行い、本人や世帯の自立を促す。	○		○										
		99		生活困窮者自立支援相談事業(住居確保給付金)	離職後2年以内の離職者等で、就労能力および意欲がある者のうち、家賃を支払うことが困難となり住宅を失う恐れのある者に対し、住宅支援給付を支給し、住宅の確保に向けた支援を行う。	○	○											
		100	重点	生活困窮者自立支援相談事業(就労準備支援事業)	ひきこもりの人に対して、就労体験を通じて社会参加につなげて、就労の準備を行い家庭内から社会への参加をすることにより、本人の自立を促す。	○		○										
		101	基本	生活困窮者自立支援相談事業(ひきこもり状態にある人を対象とした居場所づくり事業)	ひきこもりの当事者が人と関わるきっかけや社会に参加する意欲を高めること、安心して過ごすことができる居場所として利用できる「夢カフェ」を毎週土曜日午後15時から18時に開催する。			○									○	
		102	基本	生活困窮者自立支援相談事業(ホームレス相談事業)	NPO法人に委託。市内を巡回し、ホームレスの実態調査を行い、食糧の提供や居場所と食の支援を行う。	○	○											
		103	重点	生活保護費支給事業	最低生活を保障するために、金銭給付、現物給付を行う。	○	○											
		生活福祉課	104	重点	生活保護実施事業(自立支援)	被保護者等に対して就労支援を行い、自立に向けた援助を行い、被保護者等の自立助長を促す。	○											
			105	重点	生活保護実施事業(生活再建支援)	司法書士やファイナンシャルプランナーによる生活再建支援を行い、被保護者等の自立助長を促す。	○											
			106	重点	生活保護実施事業(学習支援)	被保護世帯の児童生徒に対して学習支援を行い、高校等進学や中退防止に向けた援助をすることで、本人や世帯の自立を促す	○		○									

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
民生局福祉こども部	介護保険課	107		ねたきり高齢者出張理容等サービス事業	要介護3～5の在宅の高齢者に対し、出張理容等サービスを提供することにより、高齢者の日常生活の衛生面と生活面の向上を図る。			○				
		108		ねたきり高齢者等寝具丸洗いサービス事業	要介護3～5の在宅の高齢者に対し、寝具丸洗いのサービスを提供し、高齢者の日常生活の衛生面の向上と介護者の身体的・経済的な負担の軽減を図る。			○				
		109		シニアリフレッシュ事業	市内在住の75歳以上の高齢者と、要介護3～5の高齢者を在宅介護している65～74歳の高齢者に対し、あん摩等の施術費の一部を助成し、要介護状態への進行の予防や、介護者のリフレッシュによる在宅生活の維持継続を図る。			○				
		110		ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	在宅のひとり暮らし高齢者、または寝たきり等の人は含む高齢者のみの世帯が安全で安心な生活を送れるよう支援するため、家庭の固定電話に接続する緊急通報システムを貸与する。			○				
		111		高齢者紙おむつ支給事業	要介護3～5で市民税本人非課税の在宅の高齢者に対し、紙おむつを支給し、高齢者の在宅生活の維持・向上を図り、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る。			○				
		112		家族介護慰労金支給事業	要介護4・5の市民税非課税世帯で、過去1年間介護サービスを利用しなかった高齢者を介護する介護者に給付金を支給し、経済的な負担軽減を図る。		○					
		113		ひとり暮らし高齢者入浴料助成事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者に、地域交流や孤独感の解消等を目的として、市内の公衆浴場で利用できる入浴券を交付する。			○				
		114		シニアバス事業	70歳以上の高齢者に、京浜急行バスの市内路線を6か月間乗り放題とするバスの購入費用を助成することで、外出活動を支援し、生きがいの向上、介護予防などの効果を期待し、長寿を楽しめる街づくりとする。			○				
		115		介護保険サービスの苦情窓口	事業者のサービス提供内容や方法、苦情内容について事業者への指導を行い、利用者が不利益を受けないようにする。	○						
		116		介護保険サービス利用者支援等事業(障害者ヘルパー利用者支援事業)	低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになった者について、利用者負担の軽減措置を講じ、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図る。	○	○					
		117		特定入所者介護サービス等費	市民税非課税世帯などの低所得者について、介護保険施設への入所・短期入所利用を行う際の居住費や食費負担を軽減し、サービス利用が継続できるようにする。	○	○					
		118		特別給付費	谷戸、高台等の本市特有の事情により必要なサービスについて、介護保険法第62条の規定による市町村特別給付として保険給付を行う。		○					

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
民生局福祉こども部	介護保険課	119		高額介護サービス等費	介護保険の被保険者の介護サービスに係る利用者負担が著しく高額とならないよう、負担の軽減を行い、サービス利用が困難とならないようにする。	○	○					
		120		社会福祉法人等利用者負担額軽減措置費補助	低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、利用者負担等の軽減を行った場合、当該法人に対して助成措置を行い、低所得者の負担の軽減を図り、サービス利用が困難とならないようにする。		○					○
		121		介護保険サービス利用者支援等事業(特別給付利用者支援分)	生活保護受給者が介護保険を利用する際、市町村特別給付は、介護扶助の対象とならないため、助成を行い、サービス利用が困難とならないよう在宅生活の維持を図る。		○					
		122		住宅改修支援事業	介護保険におけるケアマネジャーおよび地域包括支援センター担当職員の業務のうち、介護報酬で対応できない部分について、費用を負担し、被保険者が住宅改修費の支給申請を行うために必要な書類が作成されるよう支援する。	○	○					
		123		介護サービス等諸費	介護保険被保険者に対し、サービス利用に係る介護サービス費・地域密着型介護サービス費・施設介護サービス費等を支給する。		○					
		124		介護予防サービス等諸費	介護保険被保険者に対する介護予防サービス費・地域密着型介護予防サービス費等を支給する。		○					
	子育て支援課	125		ジュニアリーダー養成事務	地域の子ども会活動等を盛り上げるためにゲームや野外活動等を教え、遊び相手も行う青少年ボランティアのジュニアリーダーを養成する。					○		
		126		青少年育成活動支援事務	青少年育成推進員による青少年の健全育成・非行防止活動を支援し、地域における活動を促進する。							○
		127		青少年関係団体活動支援事務	青少年関係団体が子どもや青少年の健全育成のためにさまざまな活動を行えるよう、支援する。							○
		128		青少年の家運営事業	青少年が安心して過ごせるよう、青少年の家の運営を行う。							○
		129	重点	横須賀市子育てガイドの発行	子育てに役立つさまざまな情報を掲載した「子育てガイド」および「お父さんの子育て」や「一緒に孫育て」などの家族全員で子育てしていく情報を掲載した「ヨコスカ育児メソッド」を作成発行する。	○						○
		130		保育の実施(公立保育園・家庭的保育)	公立保育園・家庭的保育による保育・育児相談の実施をおこなう。また、保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談を行う。	○		○				○
131		地域子育て支援拠点の運営	子育てサポートひろば事業や子育てアドバイザーによる子育て相談、子育て応援講座(参加型子育て講座)を毎月1回開催する。	○			○			○		
132		子育て広場事業	乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換や子育てに係る相談の場の設置をする。	○						○		

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
民生局福祉こども部	子育て支援課	133		ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化を行う。			○				○
		134		相談・利用調整非常勤職員配置	保育を必要としている世帯の相談に応じ、利用調整を行う。	○						
		135		保育料の無償化	年収500万未満相当額の世帯について、保育料の無償化を実施する。兄弟の年齢や利用施設に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無償とする。		○					
		136		放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ等の運営者や利用者からの相談等に対応する。放課後児童支援員等の資質向上を目的とした研修を行う。	○				○		
		137		病児・病後児保育事業	市立うわまち病院内および中央こども園の「病児・病後児保育センター」において病児・病後児保育を実施する。						○	○
民生局地域支援部	市民生活課	138	基本	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等の負担軽減のために、「犯罪被害者等総合支援窓口」および「犯罪被害者等相談専用ダイヤル」を開設。また、犯罪被害者とその遺族、家族に対し金銭的支援、緊急避難場所の提供、カウンセリング支援および法律相談支援等を実施する。	○	○	○	○		○	○
		139		防犯カメラ設置および街路防犯灯等の管理	犯罪の発生を抑制するため、市民協働による防犯施策を展開し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。							○
		140		東日本大震災被災者支援事業	全国避難者情報システムおよび原発避難者特例法に基づく避難者情報を管理するとともに、避難者への情報提供等を行う。	○		○				○
		141		戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事業	戦没者遺族、旧軍人、引揚者等の援護に関して、特別弔慰金等を交付する。		○					
		142		更生保護推進助成事業	犯罪および非行の予防を目指し、罪を犯してしまった人の立ち直りを支える更生保護団体の助成等を行う。				○		○	○
	市民相談室	143		市民生活相談	市民の日常生活における民事問題などについて、市民相談室職員が相談に応じる。	○						
		144		特別相談(専門家による相談)	弁護士、税理士などの専門家による、市民を対象とした民事問題の相談業務を行う。	○						
		145		消費生活相談事業	多重債務が原因と思われるものについては、弁護士会の債務整理相談や公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会のカウンセリング窓口等を紹介するなどして、解決につながる助言を行う。	○						
		146		消費者啓発育成事業	悪質商法被害未然防止講座やくらしの移動教室などの出前講座で、悪質商法の手口と対処法やクレジットカードを利用する際の注意点などを啓発し、過剰な債務を抱えないよう注意喚起を行う。				○			

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別								
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり		
民生局地域支援部	行政センター・市民相談室	147		行政センター地域生活相談事業	すべての行政センターに相談担当を配置し、高齢者など、地域でさまざまな困りごとを抱える人へ、必要な相談の機会を提供し、課題解決へ向け継続的にサポートする。	○							○	
	地域コミュニティ支援課	148		地域コミュニティ業務	町内会等の地域活動団体に対する支援を行う。								○	
	地域コミュニティ支援課	149		コミュニティセンター運営管理事業	講座の開催や施設の貸館などを行う。				○				○	
	地域コミュニティ支援課	150		まちづくり出前トーク	市民からの依頼で、市の職員が市民が用意した会場に出向き、市民と直接意見交換を行う。				○				○	
	地域コミュニティ支援課	151		市民活動サポートセンター運営事業	市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援する。	○							○	
	窓口サービス課	152		障害基礎年金相談・請求受付事務	病気やケガ等により障害が残ったときや、先天的傷病により日常生活が困難な状況にある者に対して、障害基礎年金申請の案内、必要な助言を行い、受け付ける。	○	○							
	窓口サービス課	153		国民年金保険料免除申請受付事務	国民年金保険料の納付が困難な者に対して、免除制度の案内を行い申請を受け付ける。	○	○							
	民生局健康部	健康総務課	154		中央斎場運営管理事業	冊子「よこすか心のホットライン」や全国自死遺族総合支援センターのリーフレット等を配架する。				○				
		健康総務課	155		地域医療推進事業（救急医療センターの管理運営）	救急医療センターの管理運営を行う。								○
		市立病院課	156		病院事業（市立病院の管理運営）	市立2病院の管理運営を行う。								○
健康増進課		157		訪問指導事業	40～64歳の療養上保健指導等が必要である人やその家族に対して、保健師、理学療法士、管理栄養士等が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。	○								
重点		158		地域リハビリテーション活動支援事業（高齢者訪問指導）	高齢者および家族介護者の状況に応じて、保健師、理学療法士、管理栄養士等が訪問し、生活機能低下の防止と健康の保持増進を図る。	○								
重点	159		介護予防普及啓発事業	健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる地域社会の構築を目指し、入門的な教室を開催して、介護予防に関する知識の普及および啓発を行う。				○				○		
重点	160		地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する地域活動組織等に対し、介護予防の知識の普及・啓発を図り、活動を支援する。また、ボランティアの養成・フォローアップを行う。				○	○			○		

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービ ス	④啓 発	⑤人 材育 成	⑥ネ ット ワー ク	⑦住 みや すい 街づ くり
民生局健康部	健康増進課	161	重点	健康相談事業	生活習慣病や更年期障害といった心身の健康に関する個別の相談に応じます。	○						
		162	重点	後期高齢者の保健事業	健康不安のリスクが高まる後期高齢者に対し、各種データから得られた情報に基づき、健康状態が把握できない人へ保健師などの医療専門職が直接出向いて健康状態を確認するなどアウトリーチ(訪問)による支援に取り組む。	○		○				
		163		健康増進・食育推進計画事業	(健康増進法に基づき、)健康づくりの指針となる健康増進プランよこすかを策定し、進行管理、評価を行い、計画を推進していくことで市民の健康づくりを推進する。				○		○	○
		164		健康づくり連携事業	神奈川県(横須賀商工会議所)等と連携・協力し、市民の健康づくりを推進する。				○		○	○
		165		受動喫煙防止事業	「望まない受動喫煙の防止」を普及啓発する。	○			○			○
		166		健康教育事業	健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、(「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、)市民の健康の保持増進を図る。				○			
		167		給食施設指導事業	特定給食施設、小規模特定給食施設における栄養管理の実施について、必要な情報提供、指導、助言を行い市民の健康の保持増進を図る。				○			○
		168		食育推進事業	食育を推進し、栄養、食生活に関する環境づくりと市民の健康づくりを推進する。				○			○
		169		ヘルスマイトよこすか育成事業	地域で健康づくりに主体的にかかわる人を増やす。					○		
		170		健康増進センター管理運営事業	健康上の不安を抱えた人や運動に不慣れな人に運動できる場を提供し、運動をととした健康づくりを推進する。	○		○				○
健康管理支援課		171		特定健康診査事業	40歳から74歳までの国保被保険者に対する内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病の予防に重点を置いた特定健康診査を実施する。対象者には、毎年5月に特定健康診査受診券を送付し、翌年2月末日頃までに委託医療機関又は横須賀市健診センターで受診する。	○	○					
		172		市民健診事業	市民の健康のため、健康診査等を実施する。また、健診案内チラシの配架、啓発ポスターの掲示等を行う。	○	○					
		173	基本	がん対策推進事業	市民の健康のため、各種がん検診等を実施する。また、がん患者やご家族に対し、悩みや不安を解決すべく専門の相談窓口の周知を図りながら、総合的ながん対策を市民とともに推進することを目指す。	○	○					
		174	重点	妊産婦健康診査事業	妊婦健康診査は、医療機関に委託し、妊娠中の母体管理を行い、16回分の費用助成を行う。産婦健康診査は、医療機関に委託し、産後の母体管理を行い、2回分の費用助成を行う。	○	○					

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービ	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
民生局健康部	健康管理支	175		母子健康診査事業	乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査は直営で行う。乳児健康診査時メンタルヘルス(うつ)チェックを行う。10か月児健康診査、3歳児視聴覚検査は、医療機関委託で行う。	○							
	地域健康課	176	重点	女性健康支援相談事業	主に思春期から周産期の女性に対して、妊娠前から出産・育児期までの相談を実施し、身体的・精神的な負担を軽減する。	○							
		177	重点	女性健康支援相談事業(セミナー開催)	女性の健康支援セミナーを開催し女性の健康について学ぶ機会を提供する。				○				
		178	重点	不妊・不育専門相談センター事業	不妊・不育専門相談センターを開設し、不妊・不育症についての相談や講演会、交流会、専門医による相談会を行う。LINEにて、妊活・不妊等の相談を行う。(委託)	○			○				
		179	重点	不妊・不育専門相談センター事業(流産・死産された人のグリーフケア)	流産・死産やお子さんを亡くされたご家族の方の相談支援やベイビーロスアウェアネスウィーク(亡くなった赤ちゃんをご家族に想いを寄せる啓発週間)の取り組みを実施する。	○			○				
		180	重点	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児およびその保護者の全戸訪問により、育児相談を行う。	○							
		181	重点	訪問指導事業	虐待予防の観点から保健指導が必要な世帯を保健師等が訪問し、予防や早期発見に努め、よりよい子育てが行えるようにする。また、健康診査等で発見された発達障害の疑い等のある子どもの世帯を保健師等が訪問し、対象児が円滑な社会生活を送れるよう相談等、継続的な支援を行う。	○							
		182	重点	妊娠・出産包括支援事業	妊娠届出時から妊婦や、0～2歳の低年齢期の家庭に寄り添い、保健師等の専門職による面談等で、継続的に情報発信等を行い、必要な支援につなぐ。	○							
		183	重点	周産期支援事業	各種子育て支援教室を実施する(ママ友・ベビ友おしゃべり会、プレママ・プレパパ教室、プレママ・プレパパ教室食事編、授乳相談)。あわせて、母子健康手帳の交付を行う。	○			○				○
	184			母子健康教育指導事業	フォローアップ教室、離乳食・食育教室、育児相談会、育はぐ教室、ツインズ交流会・全体会、小児救急医療講演会の実施を行う。	○			○				○
	保健所保健予防課	185	基・重	精神保健対策事業(精神保健福祉相談)	こころの健康、精神疾患、自殺関連等の相談を受ける。生活困窮者自立支援事業担当課、医師会等、関係機関と連携する。	○							
		186	基・重	精神保健対策事業(ひきこもり支援)	ひきこもり相談、ひきこもりの当事者が出会いや情報交換などの居場所づくり「ひだまりん」の開催、ひきこもり家族の分かち合い場「すずらん」を開催、ひきこもりの講演会・研修会を開催する。	○		○	○				○

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
民生局健康部	保健所保健予防課	187	基・重	精神保健対策事業(包括相談)	希死念慮があり、複数の悩みを抱えた人に対して、司法書士会など複数の相談支援機関と連携して包括相談会の開催や、複数で本人の自宅などに訪問する包括相談を実施する。	○							
		188	基・重	精神保健対策事業(よこすか心のホットライン作成・配布)	多くの人が適切な相談機関で相談を受けられるように、複数の相談機関を掲載した冊子(外国語版を含む)を作成し、高校・大学や医療機関等へ配布する。				○				
		189	基・重	精神保健対策事業(こころの健康づくり教室)	市民、援助者、事業主、労働者等に、こころの健康等に対する正しい知識と情報の普及を図る研修を開催する。				○	○			
		190	基・重	精神保健対策事業(ゲートキーパー養成研修)	周囲の人のちょっとした変化に気づき、受け止める役割を担い、支え手となる市民や市の職員に対しゲートキーパー養成研修を開催する。					○			
		191	基・重	精神保健対策事業(自殺未遂者対策検討会)	自殺未遂者の再企図による自殺既遂を防止するため、関係機関および関係者が実態を共有し、効果的な対策を検討する。						○		
		192	基・重	精神保健対策事業(ハイリスク者支援連携会議)	自殺のリスクが高いといわれる人の、自殺を防止するため、関係機関および関係者が連携して会議を開催し、円滑な支援の提供等対策を講じる。						○	○	
		193	基・重	精神保健対策事業(自殺対策研修)	自殺に至る過程や自殺対策に対する正しい知識と情報の普及や、支援者の心のケアのための研修を開催する。				○	○			
		194	基・重	精神保健対策事業(性的マイノリティ分かち合いの会)	10代、20代の自分の性に違和感のある人が自分の性について理解を深め、自己肯定感を持てるよう、自由に語れる場、情報交換を行う場を設ける。	○							○
		195	基・重	精神保健対策事業(SNS相談事業所との協定)	NPO法人自殺対策支援センターライフリンクやNPO法人あなたのいばしょと協定を締結し、チャット等SNSを活用した相談や休日・夜間など相談窓口のない時間帯にも対応できるよう相談体制の充実強化をする。	○							○
		196	基・重	精神保健対策事業(若者向け相談カード)	子ども・若者の自殺者の減少のため、市内の大学生がデザインした相談窓口紹介カードを作成し、市内の大学および市立高校に配布する。				○				
		197	基本	精神保健対策事業(こころの電話相談)	NPO法人に委託して、悩みなどを抱えた市民の電話相談を受ける。また、電話を受ける市民ボランティアを養成する。	○					○		
		198	基本	精神保健対策事業(自死遺族相談)	自死遺族等が、辛い気持ちを安心して話し今後の生活等について相談できる場を設け、同じ境遇の人同士が安心して語れる場「自死遺族分かち合いの会」を実施する。	○				○			○
		199	基本	精神保健対策事業(自殺予防街頭キャンペーン)	自殺対策活動やゲートキーパーの周知等のための啓発活動や、啓発のためのグッズなどを配布する街頭キャンペーンを実施する。				○				
		200	基本	精神保健対策事業(メディアを活用した自殺予防啓発)	9月の「自殺予防週間」および3月の「自殺対策強化月間」の時期にFMラジオへ出演して啓発や情報発信を実施する。				○				

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービ	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
民生局健康部	保健所保健予防課	201	基本	精神保健対策事業(自殺対策推進本部等)	市長をトップとした庁内横断的な自殺対策推進本部において、自殺対策を推進し、自殺対策計画の進行管理を行う。下部組織として自殺対策推進課長会議を設置する。						○		
		202	基本	精神保健対策事業(自殺対策推進協議会)	現状の自殺対策の課題および自殺対策の情報を共有し対策を講じるとともに、自殺対策計画の進行管理を行う。						○	○	
		203	基本	精神保健対策事業(ゲートキーパー登録制度)	ゲートキーパーとして登録してもらい、その活動をサポートし、研修や街頭キャンペーンのボランティアの機会を提供する。					○		○	
		204	基本	精神保健対策事業(自殺対策シンボルマークの啓発)	本市の自殺対策を啓発するため、シンボルマーク「カタバミ」とその意味を周知する。				○				
		205	基本	精神保健対策事業(精神障害者家族相談会)	精神障害者の家族に、相互理解や思いの共感、対処方法を学ぶ場「精神障害者家族相談会」を提供する。	○						○	
		206	基本	精神保健対策事業(フォローアップ相談事業)	自殺対策に関わるスタッフ担当職員等のフォローアップを目的に、相談支援等の中で生じたストレス・悩みを解決し、資質を向上させるための個別相談を実施する。	○							
		207	重点	精神保健対策事業(自殺未遂者支援)	市内2病院に自損行為により救急搬送された者のうち保健所の支援に同意してくれた人について、関係機関と連携し、本人やその家族に面接、訪問、受診同行などの支援をする。	○						○	
		208	重点	精神保健対策事業	本市の自殺や自殺未遂の特徴を明らかにするため、国の自殺者の統計、本市独自の自殺未遂者の統計やその他の統計等を分析する。							○	
		209		精神保健対策事業(精神科医師相談・訪問)	精神科嘱託医による相談または訪問により、医学的指導や受診の必要性を助言する。	○							
		210		精神保健対策事業(精神保健福祉連絡協議会)	精神障害者に係る医療・保健・福祉・介護等の関係者が地域包括ケアシステム構築のため顔の見える関係作りをする。							○	○
		211		精神保健対策事業(団体支援)	断酒会や精神障害者家族会をはじめとする自助グループ等に対し補助や場所の提供、チラシ配架などの援助をする。				○				○
		212		精神保健対策事業(成年後見制度利用支援)	精神障害者の権利擁護のために成年後見の申し立ての支援をする。	○	○						
		213		指定難病医療費助成	指定難病医療費助成制度に係る相談や申請等の受付を行う。	○	○						
		214		指定難病患者団体等補助	難病患者団体等の運営や事業に補助金を交付する。								○

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
民生局健康部	保健所保健予防課	215		指定難病患者等グループ育成事業	指定難病患者等およびその家族の交流および患者の生活の質の向上を図るため、講演会・交流会を開催する。				○			○	
		216		難病患者地域支援事業	医療相談会・訪問相談事業・難病対策地域協議会を実施する。	○					○	○	
		217		指定難病患者支援ネットワーク事業	在宅指定難病患者の支援者を対象とした講演会や研修会、ケース検討会を開催する。					○	○	○	
		218		エイズ対策事業	後天性免疫不全症候群(エイズ)に関する正しい知識の普及・啓発、相談・検査等を実施し、エイズの感染防止ならびにその対策を図る。	○			○				
	保健所保健予防課 防課／企画課	219		感染症対策事業	感染症の予防および蔓延の防止を図るため、B・C型肝炎、風しん検査等を実施し、公衆衛生の向上と市民の健康に寄与する。	○	○		○				
		保健所生活衛生課	220		食品衛生事業	食の安全を確保し、市民への食品衛生知識の普及啓発を促進し、営業者の自主管理体制の充実に資する。食品等の苦情・相談に対応する。	○						
	221			狂犬病予防・動物愛護管理事業	狂犬病の発生を予防するため、犬の登録と予防注射の接種を推進する。犬・猫等に関する苦情・相談に対応する。	○							
	222			環境衛生事業(生活環境に関する事業)	環境関係水質検査等の行政検査、環境関係事業者等に対する講習会を行い、環境営業施設に対する苦情・相談に対応する。また市民へ環境衛生の知識の普及啓発を促進する。	○			○				
	223			環境衛生事業(スズメバチ駆除費補助事業)	衛生害虫等の発生を防止し、そ族昆虫等の苦情・相談に対応する。またスズメバチの駆除に係る費用の一部を補助することにより、安全で快適な市民生活を確保する。			○					
	224			動物愛護管理事業(飼猫の不妊手術の助成)	適正な飼育環境の維持、飼猫の不妊手術料の一部助成により殺処分等になる猫の削減をする。			○					
	225			動物愛護管理事業(地域猫活動等啓発推進事業)	適正な飼育環境の維持や野良猫のみだりな繁殖を防ぐために「地域猫活動」の普及啓発活動を促進する。							○	
	民生局こども家庭支援センター	こども家庭支援課	226	重点	子育て支援ヘルパー派遣事業	産前産後の家庭に子育て支援ヘルパーを派遣し、家事や育児の負担を軽減し、安定した子育てライフがスタートできるように援助する。	○		○				
			227		育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要な家庭に対し、一般の子育て支援対策等を利用できる段階に至るまでの間、個別の状況に応じた訪問支援を実施する。	○						

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービシス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
民生局 子ども家庭支援センター	子ども家庭支援課	228	重点	子育てホットライン事業	子育てに関する悩みや子どもに関する相談に、相談員が24時間365日応じる。また、夜間・休日の児童相談所への緊急連絡を受ける。	○							
		229		子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う。	○		○					
		230	重点	子ども青少年相談事業	生活するうえでのさまざまな悩みや問題を抱えた4歳～20歳までの子どもとその保護者を対象に、相談員(臨床心理士)が面接、電話等により相談支援を行う。	○							
		231	重点	かながわ子ども家庭110番相談LINE	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を神奈川県、横浜市、川崎市および相模原市と合同で実施する。	○							
		232	重点	非行防止事業	巡回指導員による巡回指導や青少年健全育成協力店による子どもへの声かけ等実施し、青少年の非行防止および健全育成を図る。								○
		233		母子・助産施設入所事務費	生活上の諸問題のため、支援が必要な母子を母子生活支援施設へ、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産が受けられない妊産婦を助産施設へ入所させ保護を行う。	○	○						
		234	重点	要保護児童対策地域協議会運営事業	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等を早期発見し、適切な支援を図るため、関係機関が連携して支援を行う「要保護児童対策地域協議会」を設置運営する。							○	○
		235	重点	妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたる相談を受け、情報の提供やタイムリーに関係機関に繋ぐ等の支援を実施する、産後ケア事業を実施する。また、妊娠SOSカードの配布や、経済的困窮で受診できない方への同行受診や妊娠判定費用の補助を行う。	○	○	○					
	236		親子支援相談事業	子どもとのかかわり方や子育てに自信が持てない保護者を対象に、心理相談員、精神科医が面談相談を行う(保育付き)。また、支援者に対してスタッフケアを行う。	○							○	
	子ども給付課	237	重点	養育費確保支援事業	離婚後にひとり親世帯が養育費の不払いによって経済的に厳しい状況に置かれることのないよう、弁護士相談や元家庭裁判所調停員による養育費無料相談、公正証書作成の費用補助などを実施する。	○	○						
		238	重点	ひとり親家庭等自立支援事業	ひとり親世帯に対し、専門職による就労相談や無料パソコン講座等の就業支援の実施をする。また、講習会や交流会を開催する。	○							
		239		母子・父子自立支援員による相談事業	母子・父子自立支援員が、ひとり親の人や離婚についてお悩みのある人の、生活や子どものことなど、さまざまな相談に応じる。	○							
		240		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の福祉的な向上や児童の入学・修学などを目的とした資金を貸し付ける。	○	○						

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり	
民生局 こども家庭支援センター	こども給付課	241		児童扶養手当給付事業	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を養育するひとり親家庭の父母または養育者に、手当を支給する。	○	○						
		242		児童手当支給事業	15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育する父または母に、手当を支給する。	○	○						
		243		育成医療給付事業	身体に障害を持つ児童(18歳未満)が、生活能力の回復のため、障害を軽減、除去する手術・治療を受けるとき、一定の自己負担によりその医療費を給付する。		○						
		244		養育医療給付事業	体重2,000g以下または未熟児状態で生まれた乳児が、通常時と同程度の身体機能を持つまでの入院医療の給付を行う。		○						
		245		ひとり親等医療費助成事業	満18歳の年度末までにある児童を養育しているひとり親家庭などを対象に、健康保険法に規定された医療費の患者負担分を助成する。		○						
		246		小児医療費助成事業	こども達の健全な育成の支援策の一環として、18歳年度末までの医療費のうち、医療保険の自己負担分を助成する。		○						
		247		小児慢性特定疾病給付事業	特定の疾病に罹患した児童等に早期に適正な医療費助成を行い、健全な育成を図る。	○	○						
	児童相談課	248		児童相談所運営事業	児童の福祉に関するあらゆる相談を受け、必要な支援への接点となる。	○							
		249		メンタル・フレンド派遣事業	ひきこもり等の児童に対して、子どもの兄または姉に相当する世代のメンタルフレンドを派遣し、生きることへの支援につなげる。			○					
		250		一時保護所運営事業	被虐待児童を一時保護し、児童等の自殺リスクの軽減につなげる。								○
		251		虐待対応協力員の配置	虐待対応協力員を配置することで、被虐待児童への関与を増やし、児童等の自殺リスクの軽減につなげる。								○
		252		里親支援事業	里親による家庭的養育を推進し、生きることへの包括的支援につなげる。								○
		253		社会的養護自立支援事業	児童相談所で関わる児童の就職先や住居確保の支援を行い、生活の安定を図る。	○							○
		254		在宅重症心身障害児療育指導事業	子どもの発達等に関して専門家が相談に応じ、母親の負担や不安感の軽減に寄与する。	○							
255			児童養護施設学習支援事業	子どもに対する学習支援を行い、児童養護施設の児童の情緒の安定を図る。			○						

第4章

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別							
						①相談	②給付等	③サービ ス	④啓 発	⑤人 材育 成	⑥ネ ット ワー ク	⑦住 みや すい 街つ くり	
環境部	環境政策課	256		減量化・資源化啓発事業	ごみトーク、こどもごみ教室の実施をする。また、ごみ問題学習会の開催やごみ分別等の問い合わせ対応を行う。	○			○				○
	環境保全課	257		大気・水質・騒音・悪臭対策等	工場および事業場の大気、水質、騒音、悪臭、土壌等に係る監視および規制指導や環境監視および調査に関するものを行う。	○							○
	廃棄物対策課	258		一般廃棄物排出指導事業	ごみの排出に関する苦情や相談を受け入れるとともに、問題の早期解決を図る。	○							○
		259		廃棄物処理手数料	廃棄物処理手数料を徴収する。	○	○						
経済部	経済企画課	260		雇用促進事業	求職活動を行う市民の就職率を高める。							○	○
都市部	景観課 まちなみ	261		住宅相談等事業	高齢者・障がい者・子育て世帯等の住まい探し相談会を開催する。	○			○				
	市営住宅課	262	重点	市営住宅管理事務	住宅困窮者に対する住宅の提供および市営住宅家賃の徴収を行う。	○	○						
建設部	土木計画課	263		交通安全教室の実施	保育園、幼稚園、小学校へ交通安全教室を実施する。また、交通安全教室指導員を育成し、交通安全対策を実施する。					○	○		○
	自然環境・河川課	264		里山的環境保全活用事業	市民、事業者、市の連携によって水田や雑木林などの手入れを継続的に行うことで、里山的な環境や風景を残し、人々が身近な自然とふれあう体験の場として活用する。								○
		265		緑地保全対策事業	都市における緑地(樹林地、草地、水辺地、岩石地等で良好な自然環境を形成しているもの)を適正に保全する。								
港湾部	港湾管理課	266		港湾施設運営事業	横須賀港の公共ふ頭において、施設管理を目的とした巡回および夜間のゲート施錠を実施する。これらの対応により港湾施設から水域に身を投じる等のが不可能であるため、自殺のリスク軽減に寄与する。	○							
経営部 上下水道局	経営料金課	267	重点	水道料金・下水道使用料の滞納対策業務	生活困窮されている人へ相談窓口を周知するため、停水予告通知書などに生活支援課の連絡先を掲載している。あて支払いに係る聞き取り状況により民生局福祉こども部等の公的支援窓口の案内を行う。	○							

第4章 生きる支援関連施策

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別								
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり		
技術部	上下水道局 給排水課	268		受益者負担金徴収業務	受益者負担金に係る滞納整理の推進、納税課債権回収担当等と連携し、滞納者に関する情報を把握する。定期的に電話や文書による督促や現地訪問を行う。	○								
消防局	救急課	269	重点	救急活動事業	救急現場において、自殺企図および未遂の傷病者に対する接遇向上を図る。					○				
教育総務部	生涯学習課	270		人権教育啓発事業	人権問題に関する正しい認識と理解を深め、広く人権意識の高揚を図るため、講演会や講座などの啓発活動を行う。				○					
	教職員課	271		教職員健康管理費	教職員の定期健康診断、ストレスチェック等を実施することにより、教職員の健康管理を行う。					○				
	中央図書館	272	基本	自殺予防週間企画展示	自殺予防週間に合わせ、学校の夏季休業終了前から9月中旬まで、中央・北・南図書館において関連図書などを展示する。				○					
学校教育部	教育委員会事務局 支援教育課	273	基・重	相談員派遣	全中学校(23校)に「登校支援相談員」を配置し、校内に不登校生徒の居場所づくりを行う。全小学校(46校)に「ふれあい相談員」を配置し、学校の相談体制づくりを進める。	○								
		274	基重	相談教室運営事業	不登校の状況にある児童生徒が社会的自立に向けて歩み出せるように支援する。小集団の中での、個別や集団活動を通じて個々の状態に応じた支援を行うことで、自己肯定感を育み、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めていくことを活動目標とする。	○								
		275	基・重	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー派遣	小学校、中学校(県費)、高等学校スクールカウンセラーを配置する。スクールソーシャルワーカーを配置する。	○								
		276	基本	教育相談事業	来所、電話、メール相談があり、来所相談では以下の3つの援助を行う。(心理学の視点に基づいた支援、カウンセリングや心理教育、相談教室へのつなぎ)	○								
		277	重点	就学支援	特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの教育的ニーズや障害および発達の状況に応じたきめ細かな相談を行う。	○								
		278		奨学金に関する事務	奨学金(高校生)の支給に関するを行う。		○							
		279		特別支援学級就学奨励費に関する事務	特別支援学級在籍者に対し、学用品費や給食費などを援助する。		○							
		280	基・重	教育に関する調査研究・会議・研修や連絡会の開催等	いじめ・不登校対策等として、スクールカウンセラーの配置や相談員との連携強化を図るため、研修や連絡会の開催等を行う。また、SOSをキャッチし対応できるよう自殺予防研修を教職員や支援教育コーディネータ向けに実施する。				○	○	○	○		

第4章

※「自殺対策の種別」の説明はP.104に記載

部局	課	番号	施策	事業名等	事業概要	自殺対策の種別						
						①相談	②給付等	③サービス	④啓発	⑤人材育成	⑥ネットワーク	⑦住みやすい街づくり
学校教育部 学校教育課	支援教育課	281	重点	自殺予防の普及啓発に関する事務	長期休みの前に自殺予防の通知を各学校へ周知や保護者への情報提供を実施する。さらに、9月の「自殺予防週間」と3月の「自殺対策強化月間」に各学校に向けて、周知・啓発する。				○			
	支援教育課・学校食育課	282		就学援助費に関する事務	経済的理由(震災理由含む)により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費などを援助する。		○					
	教育研究所	283		学校人権教育指導事業	人権教育についての理解を深め、日常の中で実践を通して、教師の人権感覚の高揚を図る。					○		

【自殺対策の種別の説明】

①相談

市民からのさまざまな相談（徴収や滞納も含む）に対し、適切な助言や窓口の紹介等を行うことにより市民が一人で悩みを抱えることを防ぎ、生きる支援（自殺対策）につなげます。

②給付等

市民に対し、支給・助成・減免・軽減等を行うことにより、市民一人ひとりの生活の向上を図り、生きる支援（自殺対策）につなげます。

③サービス

市民に対し、サービス（援助・貸与等）を提供することにより、市民一人ひとりの生活の向上を図り、生きる支援（自殺対策）につなげます。

④啓発

市民に対し、生きる支援（自殺対策）に関する知識を含む、さまざまな情報を広く発信します。

⑤人材育成

市民や支援者に対し、研修等により地域を担う人材を育成し、生きる支援（自殺対策）につなげます。

⑥ネットワーク

会議等を通じ、顔が見える関係づくりを行うことにより、生きる支援（自殺対策）の輪をつくります。

⑦住みやすい街づくり

誰もが大切にされ、豊かでゆとりのある生活が送れるような、安心・安全な街づくりをします。

各事業の詳細は、市のホームページまたは保健所保健予防課へお問い合わせください。

